

国は、平成１７年４月１５日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）第５条第３項の規定により、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、ＰＦＩ法第６条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、ＰＦＩ法第８条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成１７年　６月２９日

国土交通大臣　北側一雄

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

東京国際空港国際線地区エプロン等

② 種類

エプロン、構内道路等

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 北側 一雄(「国土交通省設置法」(平成 11 年法律第 100 号) 第 31 条第 1 項及び第 38 条第 1 項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者
関東地方整備局副局長 中村 眞
東京航空局長 辻村 邦康)

(4) 事業内容

入札公告等に定める手続によって選定された民間事業者(以下「落札者」という。)は、東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業(以下「本事業」という。)の遂行のみを目的とする「商法」(明治 32 年法律第 48 号)に定める株式会社(以下「SPC」という。)を設立し、以下の業務を実施する。

① 対象施設の設計に関する業務

SPCは、以下に示す施設(以下「対象施設」という。)の設計を行う。

(ア) エプロン・ゾーン

- ・用地造成(液状化対策、既存構造物防護工を含む。)
- ・舗装(エプロン、GSE置場、GSE通行帯等)
- ・航空灯火、エプロン照明灯
- ・電源設備、電線路(ケーブル、ダクト、マンホール)
- ・その他付帯施設(貯水槽、エプロン監視用 ITV、場周柵等)

(イ) 国際旅客ゾーン

- ・用地造成
- ・構内道路（標識等を含む。）
- ・バス・タクシープール
- ・共同溝

(ロ) 国際貨物ゾーン

- ・用地造成

② 対象施設の施工に関する業務

S P C は、事業期間中、対象施設を施工する。

③ 対象施設の維持管理に関する業務

S P C は、事業期間中、対象施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて対象施設の更新を行う。

(5) 事業方式及び権利関係

S P C は、自らを対象施設の原始取得者とし、国が所有する土地に対象施設を設計・施工した後、対象施設を未使用のまま国に引渡すとともにこれに対する維持管理を行う、いわゆる B T O (Build-Transfer-Operate) 方式により本事業を実施する。このため、S P C は自己の名義による対象施設の保存登記を行わない。

(6) 事業期間及びサービス対価の支払

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成 47 年 3 月 31 日まで（30 年度間）の期間とする。なお、対象施設の国への引渡しは、平成 21 年 9 月頃を予定している。

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、国は、S P C から対象施設の引渡しを受けた後に S P C に以下の費用（以下総称して「サービス対価」という。）を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理費
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、サービス対価の支払の詳細については、入札公告時に示す。

(7) 施設の立地及び規模に関する事項

- ・地名地番：東京都大田区羽田空港二丁目
- ・地域地区：準工業地域・準防火地域
- ・敷地面積：約 690,000 m²（ただし、用地造成面積：約 992,000 m²）

2. P F I 事業として実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合を比較し、P F I 事業により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は仮定であり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

(1) 前提条件

① 国が直接実施する場合

施設の設計及びその関連調査費、施工費、維持管理費を対象とし、これらの費用について、これまでの事業実績をもとに算出した。

② P F I 事業として実施する場合

施設の設計及びその関連調査費、施工費、維持管理費については、大規模発注及び民間事業者の創意工夫によるコスト縮減効果により得られると想定される減額を考慮して算出した。

また、資金調達に係るコスト、諸税、選定事業者の設立する特別目的会社の運営費用等を見込んだ。

③ 共通の前提条件

- ・インフレ率は考慮していない。
- ・割引率は4%とした。

(2) 評価結果

上記の結果、国が直接事業を実施する場合に比べて、本事業に必要な国の財政負担は、現在価値ベースで約2%程度軽減されることが期待できる。

3. P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

- ・民間資金の活用による財政負担の平準化
- ・設計・施工・維持管理の一括発注による業務の効率化
- ・民間ノウハウの活用及び国のモニタリングによるサービスの質の向上

4. P F I 事業として実施することの総合的評価

本事業を P F I 事業として実施することにより、上記のような定量的効果および定性的効果が期待できる。

従って、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると認め、ここに P F I 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。